

「相模原市公共建築物長寿命化基本方針（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」の策定に当たっては、社会経済情勢が大きく変化し、先行きが見通しにくい状況ではありますが、将来にわたりサービス・機能を提供していくことが必要な公共建築物の長寿命化を図り、計画的な維持・保全を行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図り、安全で快適な公共建築物の供用を図るため、一般公共建築物、市営住宅及び学校施設の各長寿命化計画に共通する事項や整合を図るべき事項について定めるものです。

この度、同基本方針を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、4人の方から13件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 令和元年12月15日（日）～令和2年1月21日（火）
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、公共建築課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		4人（13）件
内 訳	直接持参	1人（2）件
	郵送	人（ ）件
	ファクス	人（ ）件
	電子メール	3人（11）件

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

（3）件数と本市の考え方の区分

項 目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
公共建築物に関する課題、災害対策について	3	0	1	2	0
予防保全について	1	0	1	0	0
公共建築物の長寿命化について	1	0	0	1	0
目標使用年数の設定について	1	0	1	0	0
施設の廃止について	2	0	2	0	0
公共建築物を活用した収益の確保について	1	0	1	0	0
公共建築物の在り方検討について	1	0	1	0	0
多機能化、複合化について	2	0	1	1	0
基本方針の公表について	1	0	0	1	0
合 計	13	0	8	5	0

(4) 意見の内容及びご意見に対する市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
公共建築物に関する課題、災害対策について			
1	昨年末にNHKで連日放送された、向う30年間に70%の確率で起こると言われている首都圏直下型地震や、この度の台風被害、水害等にどう向き合っていくかがこれからの公共建築物の大きな課題と思われまます。耐震改修・補強工事は当初の診断からすでに20年以上経過しており、その数値はこのような被害に対応できるとは到底考えられません。	大規模災害の発生に備え、耐震性の強化や防災拠点機能を強化することが重要と考えております。そのため、公共建築物の改修に際しては、災害時の機能や役割も踏まえつつ、必要な対策を進めてまいります。	ウ
2	災害には 想定外 がある事は止むをえませんが、しかし過去の数字によってなされる建築物の長寿命化は危険であると考えまます。		
3	アスベスト使用の建築物については対処した方法(封じ込め等)も建築物毎に把握し記載するべきと思われまます。(地震、災害の際の緊急施設として使用の可否の判断基準)	石綿飛散防止対策につきましては、引き続き適切に取り組んでまいります。	イ
予防保全について			
4	大きな災害に見舞われてからでは遅いわけで、予防保全は当然です。各地区に施設が建設されるときに、平成15年ごろから(?)地元住民を含めた建設委員会が設置されるようになってまきました。担当職員の異動によりその経緯が引き継ぎされず、建てっぱなしの状況が続いてまます。その後のメンテナンスは、不具合が起きてからの対応になってまます。保つ物も保たない対応でした。早急に改善すべきです。	本市の公共建築物の維持・保全につきましては、主に建築物の一部や設備機器等に不具合が発生してから、不具合箇所のみでの改修・更新を行う事後保全での対応が中心となってまました。このような対応を継続すると、施設利用者の安全の確保が困難になることや機能停止につながることも懸念されまます。今後は、将来にわたり維持すべき公共建築物について、予防保全の考え方の下、計画的に改修工事を実施し、目標とする使用年数が経過するまで施設に求められるサービス・機能を維持することに努めてまいります。	イ
公共建築物の長寿命化について			
5	建物を長寿命化することにより、どのような効果が見込まれるのか。(12頁)	建物を長寿命化することによる効果につきましては、目標使用年数を設定し、計画的な維持・保全を実施することで、利用者の安全性や施設のサービス水準の確保を図るとともに、トータルコストの削減と改修・更新工事にかかるコストの平準化が可能になると考えております。	ウ

目標使用年数の設定について			
6	一般的に鉄筋コンクリート造の耐用年数は、60年と言われているが、どのような理由で80年使用できるようになるのか。(目標使用年数80年に設定)	建物の使用年数につきましては、(一社)日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、目標使用年数を80年に設定しました。また、建物の躯体の健全性調査の結果、本市の建築実績、一般的な建物の耐用年数の実績などを踏まえ、今後の適切な改修を実施することにより、概ね80年間は使用できると考えております。	イ
施設の廃止について			
7	改修・更新ばかりでなく、不要な施設の選別除去も、財政運営には、必要なことと思えます。	人口減少や少子高齢化の進行などにより社会保障費が増加する一方で、税収など歳入の大幅な伸びは期待できないなど、財政状況は一層厳しさを増す中では、公共施設の改修や更新に必要な財源を十分に確保することは困難です。今後は、公共施設の機能や役割を再検証し、施設の再編やサービスの提供方法を見直すことで、財政構造に応じた施設総量の削減を図ってまいります。	イ
8	長寿命化での維持保全費用や、長寿命化建築物とする事への判断(診断)にも多額に費用が予想されます。一定の年数を経過した建築物については特段の物以外取り壊し(建て直し)を前提にし、長寿命化対象となりえた建築物については多面的にその利用方法を検討することが重要であると考えます。		
公共建築物を活用した収益の確保について			
9	公共建築物を活用した公共事業の創設と、収益の増収を推進体制の項目に追記できませんか。	ご指摘の視点については、大変重要であると認識しており、「新たな整備手法について」の中で財源確保や収入確保を目指していくことを記載しております。	イ
公共建築物の在り方検討について			
10	安全・安心の街づくりの一環として、国の指針の元に現存の公共建築物の長寿命化は重要であるが、それと共に(それ以前に)当市が直面するであろう首都圏のベッタウンゆえに住宅密集地での二次災害である火災旋風や風水害等の避難場所としての機能が備わっているかについて調査し、公共建築物の在り方について検討を進めるべきと考えます。	限られた財源の中、財政負担の軽減を図るため、公共建築物の改修等に際しましては、あらかじめ、施設の在り方や方向性を検討した上で、単独の施設で長寿命化改修又は再編・再整備(集約・複合化又は転用)の手法を決定し、工事を実施してまいります。 なお、公共建築物の改修に際しては、災害時の機能や役割も踏まえつつ、必要な対策を進めてまいります。	イ
多機能化、複合化について			
11	公共施設に対する市民のニーズの多様化については、少子高齢時代に合わせて、市の財政と施策の情報公開を丁寧に行い、理解を深める必要があります。特に中間山地においては、学校の統廃合が取りざたされますが、小学校は地域の中心として継続していく必要があると考えます。	学校規模に課題が生じている地域では、子どもたちにとって望ましい学習環境に向けた整備について、「小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」(平成29年3月策定)に基づき学校関係者や地域の方々との検討・協議を行ってまいります。 地域の拠点についてはそれを踏まえて、方向性を検討してまいります。	ウ
12	複合的に使用の可否。この場合においてどの様な施設との供用がベターであるかについても建築物毎に把握し明記すべきと考えます	公共施設の更新等に当たっては、公共施設マネジメント推進プランとの整合を図りながら、複合化・多機能化の可能性を検討します。	イ

基本方針の公表について			
13	この基本方針は現状把握と課題が抽出された段階で公表されるべきと考えます。	<p>本基本方針は、各長寿命化計画に共通する事項や整合を図るべき事項について定めるものであり、現状把握や課題等については基本方針策定にあたり整理いたしました。</p> <p>いただいたご意見である公表の段階につきましては、ご意見として承ります。</p>	ウ